

## 障がい福祉サービス事業所からいただいた主な意見

意見	計画への反映や今後の方針等	プラン
<p>障がい児の短期入所事業所が少ない。</p> <p>また、医療的ケア児の受入れ先も少なく、日数も限られる。</p>	<p>現在、左記のサービスを提供している事業所が、西部圏域で不足しており、全ての要望にお応えすることが難しくなっております。この問題は、西部圏域全体の問題ですので、鳥取県自立支援協議会でも引き続き検討をしていきたいと思っております。</p>	P.21
<p>児童虐待は児童相談所に相談するか家庭に戻すかの二択しかない。中間的な制度や既存の制度で活用できるものはないか。</p>	<p>児童虐待が疑われる家庭の子どもに対しましては、状況に応じ、児童養護施設や里親宅、または自宅での支援を行っております。</p> <p>児童虐待を未然に防ぐ施策として、家庭での育児が難しい場合には子どもを一時的に児童養護施設などに預ける制度（ショートステイ）や、育児について支援が必要と思われる家庭に対しては児童相談所や市が定期的に家庭訪問を行い、保護者に対して育児についての助言を行う訪問型支援などを行っているところです。</p>	
<p>通学支援について、県立米子養護学校に通学する際に通学バスに乗れない場合の通学手段がない。</p>	<p>通学問題は、当該児童・生徒の教育を受ける権利に関わる重要な問題として把握しております。通学支援制度については、鳥取県教育委員会がその制度を設けており、この制度の運用については、以前、境港市教育委員会が、鳥取県教育委員会特別支援教育課や県立米子養護学校と協議しました。その結果、通学問題が生じた場合は、最初に、その在籍校が保護者の相談にのり、場合によっては、在籍校からの要請により、境港市教育委員会が問題解決に寄り添う体制をとることとなっております。</p>	
<p>出かける際の移動支援があるとよい。</p> <p>また、免許がない人、車がない人の移動支援が必要ではないか。</p>	<p>外出する目的が映画鑑賞や行事の参加など余暇活動等であれば移動支援を利用することが可能です。</p> <p>また、移動手段の支援として、境港市障がい者福祉タクシー料金助成事業によりタクシーチケットの助成を行っております</p>	P.26

意見	計画への反映や今後の方針等	プラン
移動支援や行動援護のサービスが利用したいときに利用できない。	現在、移動支援や行動援護のサービスを提供している事業所が、西部圏域で不足しており、全ての要望にお応えすることが難しくなっています。この問題は、西部圏域全体の問題ですので、鳥取県西部障害者自立支援協議会でも引き続き検討をしていきたいと思います。	P.20
移動支援では対応できない通年長期のサービスがない。	移動支援は余暇等の利用を目的としたサービスであり、通年長期の利用は本来の目的に即していないため、基本的には、移動支援での対応はできませんが、内容によっては代替案を示すこともできるかもしれませんので、その際には、一度、福祉課へご相談いただけたらと思います。	
一般就労について周りの配慮があれば就労できる方もいるので、サポート体制の充実が必要。	ハローワークが提供している支援体制としては、職場適応援助者（ジョブコーチ）を活用する方法もあります。これは、本人だけではなく、企業への支援にもなっており、集中的な支援の後、徐々に支援を減らし、自立した就労ができることを目的としているものです。	P.25 追記
2歳から18歳の子ども・親について一連の各機関でつながるときの連携ツールの共有があるといい。	障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援を行うため、専門的な支援へのつなぎや健康づくり推進課、子育て支援課、教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所などの関係機関との連携を引き続きしていきたいと思います。	P.21 追記
あいサポート運動のさらなる展開をしてはどうか。	障がいのある方に対して手助けや配慮を実践することが、障がいのある方が暮らしやすい社会を作っていくことにつながっていくと思しますので、あいサポート運動を委託しております団体とも連携していき、さらに広げていきたいと思います。	P.29
介護保険に比べて障害福祉サービスにつながるまでに時間が長いと感じる。	障害福祉サービスは介護保険のように一次判定の結果をもって暫定的にサービスを導入する制度ではないため、二次判定の結果が出るまで申請から2カ月程度を要します。また、認定日についても介護保険は申請日に遡りますが、障害福祉サービスは二次判定が行われた日が認定日となります。	

意見	計画への反映や今後の方針等	プラン
<p>ほっとはあと福祉イベントで、著名な方の作品展示や、体験を通じて学べるイベントであればよりよいと思う。体験の中で障がいのある子どもへの触れ方など、保護者が障がいについて学べる仕組みがあるとよい。</p>	<p>来年度実施しますほっとはあと福祉イベントは、障がいのある方とない方が交流できるようなイベントにする方向としております。また、著名な方の作品展示等については、実行委員で協議できたらと思います。</p>	P.29
<p>事業所公開日のような事業者と利用者が、お互いの施設を見学しあう相互交流はどうか。</p>	<p>境港市障がい福祉サービス事業所連絡会において、ご意見があったことを伝えたいと思います。</p>	
<p>重度の身体障がいのある方の放課後等デイサービスの受入先が少ない。車椅子を乗せるための車の購入も必要となるため、補助があるとよい。</p>	<p>重度の身体障がいがある児童の受け入れを行っている事業所は市内にいくつかあります。また、車椅子を乗せるための福祉車両購入の補助については、放課後等デイサービス事業所を対象としたものは現行ありません。</p>	P.21 追記
<p>企業が障がいについて理解し、利用できる様々な制度について学んでいく必要がある。企業開拓も必要。</p>	<p>企業の障がいへの理解や雇用促進については、ハローワークにおいて雇用指導を実施されています。また、障害者合同説明会を開催し、参加企業への働きかけも行っております。</p>	P.25
<p>就労移行支援事業所が市内にあるとよい。</p>	<p>現在、就労移行支援事業所は西部圏域に3か所あり、境港市の利用者は令和5年度が4名、令和6年度が5名で見込んでおりますが、西部圏域の事業所で対応可能な人数と見込んでおります。なお、市外の就労移行支援事業所を利用する際には、交通費の助成も行っており、利用しやすい環境を整えています。</p>	
<p>障がいのある方が作った作品を定期的に展示できる場所があるよい。</p>	<p>現在、ほっとはあと福祉イベントにおいて、年1回、障がいのある方が作った作品を展示しておりますが、定期的な展示につきましては、今後、検討していきたいと思います。</p>	
<p>学校全体の障がいへの理解が低い。小中学校にも専門的な機関の陽なたに訪問してほしい。</p>	<p>専門的な支援が必要である児童が通っている小学校へ保育所等訪問支援として訪問することは可能です。また、児童発達支援センターの役割として、小中学校への訪問も可能です。</p>	P.21
<p>サービスを受けている児童の保護者も相談事を相談員にすべきか放課後等デイサービスの職員にすべきか悩んでいる方もいるので、わかりやすい相談先があれば、すごく良いと思う。</p>	<p>障害福祉サービス全般に関しては、計画案に関わってくることもあるため、担当の相談支援専門員に相談していただけたらと思いますが、放課後等デイサービスに関することや子育ての悩み等に対する相談であれば、放課後等デイサービスの職員に相談していただくこともできます。</p>	P.21

意見	計画への反映や今後の方針等	プラン
<p>就労継続支援事業所 B 型から一般就労したときに、半年のフォローがほぼ無報酬のため、その制度が就労定着支援の制度が変わればよいのではないか。就職して最初の半年の制度をもっと手厚くしてほしい。</p>	<p>就労継続支援事業所から一般就労し、就労定着した場合、現在利用されている利用者に対してとれる加算として「就労移行支援体制加算」があります。</p> <p>就職してからの手厚い支援については、また、みなさんのご意見も伺っていきたいと思います。</p>	
<p>現在放課後等デイサービスでは、米子の体育館（米子サン・アビリティーズ）に行って運動をしている。市内でもこうした安価で利用できる運動施設が欲しい。</p>	<p>市民体育館にもトレーニング器具を整備しており、開館時間（午前9時～午後10時※水曜日、年末年始は休館）であれば、いつでもご利用いただけます。利用料金（1時間）は小中学生30円、高校生40円、一般70円と利用しやすい金額となっております。なお、障害者手帳またはミライロID（アプリ）を窓口でご提示いただくと利用料が免除されます。</p>	
<p>障がいの理解を深めたり、差別の解消などに向けては、小さい頃からの教育が必要だと思う。</p>	<p>特別支援教育に対する理解・啓発を児童・生徒の発達段階に応じて行うことは非常に大切なことであると考えており、管理職及び特別支援教育主任を中心に研修を深め、各小中学校で実践しているところであります。</p>	P.29